

ヘルスケアサービスステップアップ事業委託業務 企画提案指示書

ヘルスケアサービスステップアップ事業委託業務に係る企画提案書の提出にあたり、業務内容、要件、手続等の詳細は次のとおりです。

1 業務名

ヘルスケアサービスステップアップ事業委託業務

2 業務の目的

北海道発の先進的なサービスを行うヘルスケアサービス事業者を育成するため、これまで取り組んできたビジネスモデルの成果を発信するとともに、これまでの運動指導に加え栄養指導をミックスするなど複数の資格者による、より付加価値の高いモデルの形成に取り組むことでヘルスケアサービスの普及と高度化を図ることにより、従事する職員の賃金アップを図る。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者（委託事業者）は次の(1)の業務を実施することにより、14社（事業所）以上の企業等に於ける賃金の引き上げ（処遇改善）を図ること。

(1) 業務内容

ア PR資料の作成

新たに北海道発の先進的なサービスを行うヘルスケアサービス事業者を発掘するため、募集用のPR資料を作成する。

イ 事業者募集・実施プログラム策定

先進的なサービスを行うヘルスケアサービス事業者を発掘し、複数のヘルスケアサービスや地域資源を活用したレクリエーションなど各事業者毎のプログラムを策定する。

ウ 普及イベント

一般消費者をターゲットとしたヘルスケアサービスに係る普及啓発イベントを実施し、これまで健康に無関心だった層の取り込みを図る。

エ モデル事業

夏休みやシルバーウィーク等の休暇を活用し、自分へのごほうびとして、道内の宿泊施設等を拠点に運動指導や栄養指導など複数のヘルスケアサービスや地域資源を活用したレクリエーションなどを集中的に体験することにより、参加者の心身のリフレッシュを図るとともに、セルフケアの重要性に気づかせ、生活習慣の見直しを促す。

オ 報告書の作成

モデル事業の内容について報告書として整理。

① 報告書（A4版） 5部

② 報告書・概要版（A4版 報告書本文を1～2頁程度にまとめたもの） 5部

③ 上記の①及び②を全て格納した電子媒体（CD-ROM） 1組

(2) 報告書等に係る提出期限及び提出場所

ア 提出期限 : 平成28年2月29日（月）まで

イ 提出場所 : 北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ

(3) 委託業務の契約期間

契約の締結日から平成28年2月29日（月）まで、但し、契約は年度毎に行うこととする。

【平成26年度】 契約の締結の日から平成27年3月31日（火）まで

【平成27年度】 平成27年4月1日（水）から平成28年2月29日（月）まで（予定）

（なお、平成27年度の契約は、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、）
契約の締結を行わないことがある。

4 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は単体法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体法人は次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に事務所又は事業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の間を経過していること

エ 道税を滞納している者でないこと、道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと、また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

5 処遇改善計画等

本事業は緊急雇用創出推進事業（地域人づくり事業）として実施する事業であることから、次の要件を充たしていること。

(1) 処遇改善計画

受託者は、別途指示により、処遇改善計画を取りまとめ提出してください。なお、処遇改善計画書の内容につきましては公表されることとなりますので留意願います。

処遇改善の内容	策定目標
賃金引上げ	14社以上

- (2) 事業実績報告書等
受託者は委託業務完了後に、事業実績報告書を別途指示する様式で提出してください。
- (3) 業務上の留意事項
上記の(1)の処遇改善計画（変更後の計画を含む）が達成できない場合若しくは上記の条件に違反した場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償等を求めることがあるので、十分留意願います。
その他「緊急雇用創出推進事業実施要領」（平成26年7月17日付け雇労第503号）の規定を遵守するものとする。

6 委託業務事業費

- (1) 事業費の上限額
41,776千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とします。
【平成26年度】1,714千円 【平成27年度】40,062千円
- (2) 対象となる経費
対象となる経費は事業の実施に関連するもので、以下のとおり。ただし、事業を実施した場合、何れの経費についても、事業終了後、完了検査において確認を行います。
ア 人件費（本委託事業に従事する業務量に応じた費用に限る）
イ モデル事業、普及啓発イベントの実施に係る経費
ウ 消耗品代等事業と関連性のある経費
※ ただし、次の経費は委託金額の対象外とする。
 - ・ 土地、建物を取得するための経費
 - ・ 施設や設備を設置又は改修するための経費
 - ・ その他、事業との関連性が認められない経費

7 手続き等について

- (1) 担当部局
北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ 担当：村井
(連絡先)
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F
電話：011-204-5331（ダイヤルイン） ファクシミリ：011-232-8127
- (2) 企画提案指示書の交付期間及び場所
ア 交付期間 公告の日から平成27年2月6日（金）まで
(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
イ 交付場所 (1)の場所で交付する
北海道経営支援局中小企業課のホームページからもダウンロードすることができます。
ホームページのURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.htm>
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法など
ア 提出期限 平成27年2月6日（金）17時 必着
イ 提出場所 (1)に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）
エ 提出部数 1部
オ 作成方法 ヘルスケアサービスステップアップ事業委託業務参加表明書作成要領による。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法など
ア 提出期限 平成27年2月10日（火）17時 必着
イ 提出場所 (1)に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）
エ 提出部数 9部
※ 表紙に企業名等を記載したもの：1部 表紙に企業名等を記載しないもの：8部
※ 企業名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップなどで留めてください。
オ 作成方法 ヘルスケアサービスステップアップ事業委託業務企画提案書作成要領による。
- (5) その他
提出された書類等については返却しません。

8 企画提案の審査基準

- (1) 実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容
- (3) 地域人づくり事業としての適格性

9 企画提案書のヒアリングの実施

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5名を超えた場合、書類選考を行います。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により連絡します。

- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日まで提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなします。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行います。

11 契約についての留意点

(1) 契約書・仕様書等の作成

選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等との間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがあります。その後、見積書を徴取の上、随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 事業の実施により発生した収入の取扱

委託事業の実施により発生した収入がある場合には、その収入を用いて受託者（特定者）の従業員の処遇を改善する場合には収入の返還は求めないものとします。

(3) 委託事業により生じた特許権などの知的財産権

原則として委託元である道に帰属する。

(4) 関係書類の整備

委託事業に係る次の関係帳簿類等を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。

ア 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類

イ 労働者名簿、出納簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類

ウ 雇用者の業務内容が分かる書類（業務日報等）

(5) 守秘義務

ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

イ 業務の遂行に当たり、企業が開示した情報であっても、他の機関へ申し送る等外部への情報提供の際には、当該企業の了解を得なければならない。

ウ 受託者は、企業の個別情報に関する一切の書類は厳重に管理するものとする。

12 その他

- (1) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については、本事業の対象とはならないので留意願います。

- (2) 本事業は道の監査対象事業であるとともに、国の交付金を財源として実施される事業であり、会計検査院による会計実地検査の対象となっていることから、本事業の進捗状況等によっては報告を求める場合がありますので、留意願います。

連絡先：〒 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 中小企業支援グループ 担当：村井

電話：011-204-5331 ファクシミリ：011-232-8127